

# 横浜市立川島小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月策定

平成29年3月改定

平成30年2月改定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切な事である。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

## 2 学校いじめ防止対策委員会の設置

### ①委員会の構成員

その構成員は、校長・副校長・教務主任・児童支援専任・特別支援コーディネーター・養護教諭・児童指導部とする。

必要に応じて、心理や福祉の専門家、外部の専門家の参加を求める。

### ②委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月に一回 第4木曜日 に開催する。
- ・いじめの疑いがある場合は、直ちに開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### ③委員会の活動内容

#### ●未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりをする。
- ・主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童が「自己有用感」を感じ取れるようにする。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

#### ●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・いじめの早期発見、事案対応のため、いじめの疑いに関する情報の収集と記録の共有。
- ・いじめ（いじめ（『疑い』を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査などにより、事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針

の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### ●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止などに係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しをする。

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案処理

#### ①いじめの未然防止

- ・YP アセスメントにより、社会的スキルの育成状況を把握する。
- ・児童が「分かる」を実感できる授業を工夫し、自己肯定感・有用感のもてる教育活動を展開する。
- ・児童が帰属意識をもてる学級集団をつくる。
- ・児童会中心で行う縦割り活動などを通して、自己の存在の大切さを感じる気持ちや自己有用感をもてるようにする。
- ・インターネットを通じたいじめ防止に向けて、専門家による講習をもち、情報モラルの向上を図る。

#### ②いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない体制と迅速に情報交換をする教職員体制を構築する。
- ・いじめを見抜く教職員の感性や人権感覚を磨く。
- ・子どもが安心して相談できる体制を築くとともに、関係機関との教育相談体制を構築する。
- ・年間2回のアンケートと、いじめ解決一斉キャンペーンを実施する。
- ・年間2回の教育相談を実施する。
- ・日常的に保護者と情報交換ができるようにする。
- ・各種関係機関と協働体制を構築し、支援環境づくりを行います。
- ・児童の些細な変化に気づけるように、一人ひとりの顔を見て声を聞いたり、ノートや日記などを活用したりするなど、今まで行ってきた手立てを意識的に行い、積極的に活用する。
- ・気になる行為があった場合、その様子を記録に残し、いじめ防止対策委員会を中心に、職員が確実に共有できるようにする。
- ・YPアセスメント<sup>※</sup>と生活アンケートを計画的に活用し、児童の人間関係を把握して適切な支援を行う。

#### ③いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会において、組織的な対応を徹底する。
- ・いじめの被害があった場合は、被害児童の保護を最優先するとともに、加害児童及び保護者に対しては、確かな根拠に基づき、厳正にして適切な指導により解決を図ります。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。
- ・必要に応じて、警察署等関係機関、専門機関との連携を図り、迅速に対応する。

#### ④いじめの解消

##### 《いじめ解消の要件》

少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

##### 《いじめの解消に至るまでの支援》

- ・全教職員で共有して見守り、声掛けを続ける。
- ・被害児童の保護者との連絡を密にし、共に解消に取り組む。

---

※1子どもの社会的スキルの育成状況の調査

#### ⑤教職員への研修

年間2回以上のいじめ防止研修や児童理解研修を行う。

- ・事例演習
- ・チェックシートを活用した自己チェック 等

#### ⑥学校運営協議会などの活用

- ・「学校運営協議会」「中学校区学校・家庭・地域連携事業」などを活用し、いじめ問題や学校が抱えている課題などを保護者、地域と共有し、連携・共同して取り組む。

#### ⑦取組の年間計画

4月	いじめ防止対策委員会設置	いじめ防止基本方針の確認と研修	学級懇談会	児童理解情報交換
5月	学校説明会	児童会を中心としたあいさつ運動	家庭訪問	
6月	生活アンケート実施	YPアセスメント <sup>*1</sup> 実施		
7月	個人面談とその内容の集約	児童理解研修(職員)		
8月	いじめ防止研修			
9月	横浜子ども会議をうけた児童会中心の取り組み	学級懇談会		
10月	教員自己チェックシート	携帯教室(5・6年)		
11月	YPアセスメント実施	生活アンケート実施	学校づくりアンケート	
12月	人権週間との関わりの中でいじめ防止指導	人権研修(職員)	個人面談	
1月	携帯教室(3・4年)			
2月	学校説明会	学級懇談会		
3月	いじめ防止基本方針の見直し	児童の引き継ぎ		

#### 4 重大事態への対応

##### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、新進または、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

##### 【発生の報告】

重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組みなどの見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。」